

令和8年8月吉日

近隣の皆様へ

鵜沢建設・大林道路建設共同企業体

(仮称)幕張アリーナ開発計画・公園解体造成工事のご説明

拝啓 時下、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、私どもは下記記載の(仮称)幕張アリーナ開発計画・公園解体造成工事に着手する運びとなりました。

工事中は何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、騒音・車両の運行等細心の注意を払って施工して参る所存でございますので何卒ご理解、ご協力のほどお願い致します。

敬具

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | (仮称)幕張アリーナ開発計画・公園解体造成工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目110
千葉県幕張海浜公園Aブロック内 |
| 3 | 予 定 工 期 | 令和8年8月17日～令和9年6月末日まで (予定)
(別添工程表参照) |
| 4 | 作 業 時 間 | 8:00～ 18:00
原則として、朝の登校・通勤時間帯は大型工事車両の通行を控えるよう努めます。
やむを得ず通行する場合には、周辺の安全に十分配慮し、安全管理を徹底します。
基本的には、日祭日の作業は行いませんが、天候等の理由により工事ができない場合があり、日祭日の作業が発生する場合があります。その場合には、事前に仮囲への掲示でお知らせ致します。 |

- | | | |
|---|-----------|--|
| 5 | 事 業 者 | ヒューリック株式会社 |
| 6 | 施 工 会 社 | 鵜沢建設・大林道路建設共同企業体
代表者 鵜沢建設株式会社
千葉県千葉市若葉区千城台西1-38-1 |
| 7 | 工 事 概 要 | 計画地に建設予定のアリーナを建設するための解体造成工事

解体工事 計画地内に現在ある本体工事に支障のある樹木の伐採伐根及びトイレ、ベンチ等工作物の解体工事

造成工事 計画地は道路面に比べて、盛り土により地盤が高くなっているため、建物を建設するに当たり、地盤面を道路の高さまで下げる必要があります。地盤が高くなっている土壌を一時的に鋤取り、その土を搬出する工事

※ゲート入口には警備員を配置し、歩行者の安全確保に努めます。(工事運搬車両運搬経路図参照) |
| 8 | 添 付 資 料 | 1. 工程表
2. 工事運搬車両運搬経路図
3. 施工管理計画 |
| | 問 い 合 わ せ | 鵜沢建設株式会社
営業部 <small>ほていだ</small> 布袋田043-237-1155 |

【施工管理計画】

本工事の施工に際しましては、下記の事項を厳守し、細心の注意を払い万全を期す所存でございます。尚、協議すべき問題が生じた場合には、都度協議のうえ解決を図るよう努めてまいります。

1 作業時間及び休日

- (1) 作業時間は原則として午前8時から午後6時までといたします。
(前後1時間程度、朝礼・準備・片付けの時間とします。)
- (2) 本工事の作業は、以下①～⑥の場合を除き、原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日、祭日は原則として休業日といたします。
但し、雨天等の天候の影響により工事ができない場合があり、日祭日の作業が発生する場合があります。
又、下記の作業については、周辺への影響に十分配慮して、上記原則に関わらず作業をさせて頂く場合がございます。
 - ① 大型車両等について、交通規制や周辺交通環境への配慮に基づき、作業時間外の搬出入を実施する場合
 - ② 品質・安全確保の為、中断が困難な作業や交通渋滞、災害・台風対策等、当日の偶発的理由によりやむを得ない事情が生じた場合
 - ③ 長尺物・重量物の現場搬出入作業や道路使用等の法令や行政指導により時間的利用規制を受ける場合
(※警察署のご指導に基づき夜間作業をさせて頂く場合もございます)
 - ④ 電気・ガス・水道・電話などを所管する機関の指導に基づくインフラ等の整備工事を行う場合
 - ⑤ 危険を防止する上で必要な場合
 - ⑥ 事故、天災等による安全維持および保安上緊急を要する作業
やむを得ず日祭日、時間外に作業が必要な場合には事前に仮囲いへの掲示により連絡させて頂きます。

2 安全対策

- (1) 粉塵の防止
敷地外周は道路側には鋼板塀等の仮囲を設け、散水等により粉塵の防止に努めます。
- (2) 交通災害の防止
工事関係車両の通行に関しましては、事前に所轄警察署と協議のうえその指示に従い交通の安全に努めます。
当工事車両出入口は5ヶ所(別添工事車両運搬経路参照)を計画しており、各出入口には工事時間中は誘導員2名を配置し、工事車両運転手の指導・誘導を行い、歩行者や一般車両への安全確保と工事に起因する交通渋滞の防止に努めます。

尚、原則として朝の登校・通勤時間帯は大型工事車両の通行を控えるよう努めます。やむを得ず通行する場合には、周辺の安全に十分配慮し、安全管理を徹底いたします。

3 騒音、振動抑制対策

建設工事における騒音、振動の発生は、作業の性格上完全に防止することはできませんが極力、皆様への影響の少ない低騒音・低振動型機械を採用することに努め、騒音規制法、振動規制法に定められた特定建設作業の規制基準他、関連法規を遵守いたします。

4 建設廃棄物の処理

解体工事を行うにあたっては、関連法規等に基づき、事前調査を実施し再資源化施設の有無や受入れ条件を確認の上、徹底した分別解体を実施いたします。
また、有害物質の処理にあたりましては、関連法規等を遵守するとともに所轄諸監督官庁の指導に基づき適正に処置いたします。

5 アスベストの処理

事前調査を実施し、アスベスト含有を確認した場合、大気汚染防止法等の関連法規を遵守しかつ所轄監督官庁の指導に基づき適正に養生を施し除去・処分を行います。

6 周辺建物等の保全

周辺の建物・道路等に損傷や危害を及ぼさないよう万全を期しますが、万一、工事に起因して損傷等を生じさせた場合は、協議のうえ、責任をもって修復若しくは補償いたします。

7 使用道路の維持管理対策

工事で使用する現場周辺の道路を清潔に保つために車輻タイヤの泥を落とす洗浄場を設置します。
万一工事関係車両で道路を汚損した場合は、速やかに清掃、または道路管理者と協議のうえ補修いたします。

8 現場の風紀対策

作業員には風紀上の指導・監督を徹底するとともに、衛生面についても充分管理いたします。

9 工事責任者及びご近隣との連絡窓口

本計画地内に工事事務所を設置し、作業時間中は工事責任者が常駐し、近隣の皆様の窓口となり、施工上の問題等に対応します。なお、工事責任者が不在の場合は代理者をおきます。

以上



工事運搬車兩運搬経路

工 期		令8年8月17日 ～ 令9年6月30日										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	備 考
仮設工事												仮囲い組立
解体工事												仮囲い撤去
造成工事												